

議案第12号

日出町公営企業運営審議会条例の制定について

日出町公営企業運営審議会条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

日出町長 本田博文

日出町公営企業運営審議会条例

(設置)

第1条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、日出町公営企業運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、日出町水道事業及び日出町下水道事業の健全な運営を図るため、管理者の諮問に応じ、調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 公営企業の運営に関し高度の専門的な知識経験を有する者
- (2) 使用者
- (3) その他管理者が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から審議会における調査及び審議の結果を管理者に答申するまでの期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 管理者は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員を解嘱することができる。

(1) 委員から辞職の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行ができなくなったとき。

(3) その他管理者が委員としての適格性を欠くと認めるとき。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を各1人置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、委員のうちから会長が任命する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の定数の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、上下水道課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 審議会の最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、管理者が招集する。

(各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

- 3 各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和31年日出町条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2 水道水源保護審議会委員の項の次に次のように加える。

公営企業運営審議会委員（公営企業の運営に関し高度の専門的な知識経験を有する者）	日	10,000円
公営企業運営審議会委員（前項に掲げる者以外の者）	日	4,000円

理 由

日出町公営企業運営審議会を設置することについて定める必要があるので提出する。